

## 茨城県庁舎等広告マット設置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県有資産の有効活用を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するため、茨城県（以下「県」という。）が所有する庁舎等に設置する広告マット（以下「広告マット」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告内容・広告主の制限)

第2条 広告マットは、庁舎の美観及び品位を損なうおそれのないものとし、次の各号に掲げるものについては設置しない。また、具体的な広告内容に関する業種又は事業者等の個別の基準等は、別表第1のとおりとする。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 個人の氏名を広告するもの
- (5) 誇大又は虚偽の恐れのあるもの
- (6) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれのあるもの
- (8) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 青少年保護及び健全育成並びに消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもので別表第2に掲げるもの
- (10) その他広告として適当でないと県が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種又は事業者に係る広告は設置することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (3) 賭博・ギャンブルに係る業種又は事業者
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (5) その他広告を掲出する業種又は事業者として適当でないと認めるもの

3 次の各号に掲げる者は、県に広告マットの設置を申込む広告主（以下「広告主」という。）としないことができる。なお、庁舎広告マットの設置期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (2) 県から指名停止措置等を受けている者
- (3) 消費税（地方消費税を含む。）及び県税を滞納している者
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者（暴力団、暴力団員、暴力団員等）

(広告マットの設置方法等)

第3条 広告マットの設置方法及び設置箇所等に関する仕様は、別に定めるものとする。

(広告マットの設置期間)

第4条 広告マットの設置期間は、別に定めるものとする。

(広告マット設置取扱業者の選定)

第5条 庁舎広告マットを設置し取り扱う者（以下「設置業者」という。）の選定に関し必要となる事項は、別に定めるものとする。

(広告主の募集)

第6条 設置業者は、企業等の募集機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を原則として公募するものとする。

2 前項の公募にあたり、設置業者が県と協議のうえ、必要に応じ県ホームページ等を通じて告知するものとする。

3 前2項の規定は、設置業者の営業活動を妨げるものではない。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告主は、設置業者に対し広告掲載の申込み等を行うものとする。

(広告主の選定等)

第8条 設置業者は、広告主の選定及び広告掲載にあたり、別紙様式を提出し掲載する広告内容等について県と協議しなければならない。

2 県は、広告内容及び広告主の制限について第2条に基づき審査し、変更又は修正が必要な場合は、設置業者に指示することができる。

3 設置業者は、前項に基づく指示があったときは、正当な理由がない限り変更又は修正に応じなければならない。

(運営委員会)

第9条 県は、広告マットの設置に係る適正な運営を図るため、広告マット運営委員会（以下「委員会」という。）を管財課内に設ける。

2 前条第2項の審査について疑義が生じたときその他必要があるときは、委員会を開催し、意見を徴する。

3 委員会は次に定める者をもって構成する。

(1) 総務部次長

(2) 管財課長

(3) 管財課公有財産維持活用推進室長

(4) その他必要と認める関係機関等の職員

(広告マット設置料)

第10条 設置業者は、県が指定する日までに、別に定めた広告マット設置料を県に納付するものとする。

(物品及び人員の準備等)

第11条 広告マットに必要な物品及び人員等は、設置業者の責任及び負担において、準備するものとする。

2 広告マットを設置した箇所は、設置業者の責任及び負担において、現状に回復しなければならない。

3 第1項及び前項の規定に関する経費は、設置業者の責任及び負担において処理するものとする。

(広告内容の修正)

第12条 県は、広告内容が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、設置業者に対して広告内容の

修正を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第 13 条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告の内容が各種法令若しくはこの要領に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したとき。

(2) その他、広告を掲載することが適切でないと県が判断したとき。

2 県は、前項の規定により庁舎広告マット設置を取り消したときは、広告主等に対し、その賠償の責めを負わない。

(設置業者の責務)

第 14 条 設置業者は、広告主及び広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 設置業者は、広告の掲載により県及び第三者に損害を与えた場合は、設置業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(禁止行為)

第 15 条 設置業者は、庁舎広告マットを設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

2 設置業者は、庁舎広告マットの設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならない。

(茨城県庁舎等管理規則の遵守)

第 16 条 設置業者は、広告の掲載にあたって茨城県庁舎等管理規則（昭和 36 年茨城県規則第 74 号）を遵守しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、庁舎広告マットの取扱いに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成 28 年 9 月 5 日から施行する。

改正 令和 2 年 11 月 1 日

別表第1

1 人材募集広告	(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっせんの疑いのあるものは認めない。 (2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
2 語学教室等	安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。
3 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）	(1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。 (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。
4 外国大学の日本校	下記の主旨を明確に表示すること。 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」
5 資格講座	(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。 「この資格は国家資格ではありません。」 (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。 (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
6 病院、診療所、助産所	医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び第6条の7の規定、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告して得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）に定める広告規制等の関連規程に従うこと。
7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告しない。 (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告しない。 (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載しない。
8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）	(1) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告しない。 (2) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告しない。 (3) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器に関して墮胎を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は図画を用いない。

	(4) 承認前の医薬品等について、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしない。
9 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品	食品、添加物、器具又は容器包装に関しては、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広告しない。
10 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等（ただし、介護老人保健施設は11の規定による。）	(1) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。 (2) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 (3) その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はしない。
11 介護老人保健施設	(1) 介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は、一切広告しない。
12 有料老人ホーム	(1) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 (2) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。 (3) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。 (4) 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。
13 有料老人ホーム等の紹介業	(1) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 (2) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はしない。
14 不動産事業	(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。 (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。 (3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うこと。 (4) 契約を急がせる表示は掲載しない。
15 弁護士・税理士・公認会計士等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
16 旅行業	(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。 (2) 不当表示に注意する。
17 通信販売業	返品等に関する規定が明確に表示されていること。

18 雑誌・週刊誌等	<p>(1) 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えるものは掲載しない。</p> <p>(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言，写真）があるものは掲載しない。</p> <p>(4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現があるものは掲載しない。</p> <p>(5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。</p> <p>(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えるものは掲載しない。</p> <p>(7) 未成年，心神喪失者などの犯罪に関連した広告では，氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>(8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のあるものは掲載しない。</p>
19 映画・興業等	<p>(1) 暴力，とばく，麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。</p> <p>(2) 性に関する表現で，扇情的，露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>(3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>(4) 内容を極端にゆがめたり，一部分のみを誇張した表現等は使用しない。</p> <p>(5) ショッキングなデザインは使用しない。</p> <p>(6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p> <p>(7) 年齢制限等，一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p>
20 古物商・リサイクルショップ等	<p>(1) 営業形態に応じて，必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p> <p>(2) 一般廃棄物処理業については市町村長の許可，産業廃棄物処理業については県知事（中核市においては各市長）の許可を取得していない場合は，廃棄物を処理できる旨の表示はできない。</p>
21 結婚相談所・交際紹介業	<p>(1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。</p> <p>(2) 掲載内容は，名称，所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>
22 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>(1) 掲載内容は，名称，所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>(2) 出版物等の広告は，主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。</p>
23 募金等	<p>(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。</p> <p>(2) 下記の主旨を明確に表示すること。 「〇〇募金は，〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」</p>
24 質屋・チケット等再販売業	<p>(1) 個々の相場，金額等の表示はしない。</p> <p>(2) 有利さを誤認させるような表示はしない。</p>

25 トランクルーム及び貸し収納業者	<p>(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であること。</p> <p>(2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。</p> <p>「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等</p>
26 ウイークリーマンション等	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
27 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告	本要領第2条第2項で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連する以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。
28 その他、表示について注意を要すること。	<p>(1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示する。</p> <p>(2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。</p> <p>(3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合がある場合には、その旨明示する。</p> <p>(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告を掲載する者の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告を掲載する者の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。</p> <p>(5) 肖像権・著作権 無断使用がないか確認をする。</p> <p>(6) 宝石の販売 虚偽の表現に注意する（公正取引委員会に確認の必要あり。）。)</p> <p>(7) アルコール飲料 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示する。 飲酒を誘発するような表現をしないこと。</p>

別表第2

<p>1 青少年保護及び健全育成にとって適切でないもの</p>	<p>(1) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。</p> <p>(2) 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現</p> <p>(3) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現</p> <p>(4) 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの</p> <p>(5) ギャンブル等を肯定するもの</p> <p>(6) 青少年の人体・精神・教育に有害なもの</p>
<p>2 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの</p>	<p>(1) 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現</p> <p>(2) 射幸心を著しくあおる表現</p> <p>(3) 人材募集広告については労働基準法（昭和22年法律第41号）等関係法令を遵守していないもの</p> <p>(4) 虚偽の内容を表示するもの</p> <p>(5) 法令等で認められていない業種・商法・商品</p> <p>(6) 国家資格等に基づかない者が行う療法等</p> <p>(7) 責任の所在が明確でないもの</p> <p>(8) 広告の内容が明確でないもの</p> <p>国，地方公共団体，その他公共の機関が，広告を掲載する者又はその商品やサービスなどを推奨，保証，指定等をしているかのような表現のもの</p>